

県が簡易陰圧装置の設置に要する費用を助成します!!

簡易陰圧装置の設置とは？

感染が疑われる者が発生した場合、感染拡大のリスクを低減するために、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事を行うことです。

補助対象の経費は？

簡易陰圧装置の導入に要する経費（諸経費を含む）
ただし、次に掲げる費用は補助の対象外とします。

- ①消費税
- ②補助金の交付決定前に購入した簡易陰圧装置や着手した工事 等

補助額や台数に限度はあるの？ <予算額21,000万円>

補助上限額 432万円／1台につき
限度台数 1台／定員10名につき
※定員が10名を下回る場合は1台とします。端数が生じる場合は切り捨てます。
(例：定員12名の場合 限度台数1台)

申請する上で留意点はあるの？

- ①選定方法は**先着順**です。予算額に達した時点で受付終了とします。
- ②**一次募集は令和2年度に当該事業を行っていない施設のみ対象**とします。
予算に残額が生じた場合は全ての施設を対象とし、二次募集を行います。

事業の流れは？

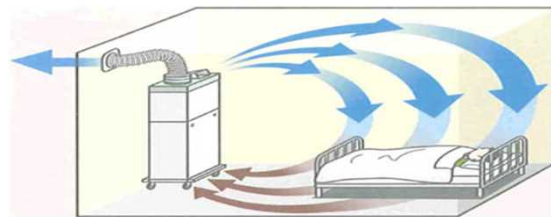
< 一次募集 >	< 二次募集 >
①交付申請 (5月24日～6月11日)	①交付申請 (7月以降)
②交付決定 (随時)	②交付決定 (随時)
③事業着手	③事業着手
④事業完了次第、実績報告	④事業完了次第、実績報告
⑤補助額の確定 (随時)	⑤補助金の確定 (随時)
⑥補助金交付(R4.5月末まで)	⑥補助金の交付(R4.5月末まで)

提出書類は？

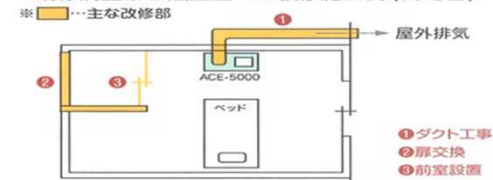
- 【提出書類】様式は、県ホームページに掲載
- ①交付申請書、計画書、収支内訳書、申請額算出内訳書
 - ②見積書
 - ③図面（工事を伴う場合のみ）
 - ④納税証明書、特別徴収実施確認・開始誓約書、法人の役員名簿

【提出先・お問い合わせ先】
宮崎県 福祉保健部 長寿介護課 施設介護担当
TEL：0985-26-7058 FAX:0985-26-7344

★詳しくは県庁ホームページで確認ください。



<既存病室から陰圧室への改修施工例(簡略図)>



- ①ダクト工事
- ②扇交換
- ③前室設置